

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第9回会議付属資料

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	行政連絡機構等の取扱い			細項目	
事務事業名	行政連絡機構等に関する事、広報配付システム等に関する事			専門部会名	企画部会、総務部会
				分科会名	企画分科会、総務分科会
調整方針	<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p> <p>広報配付システム等に関する事については、次のとおり調整する。</p> <p>1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。</p>				
項目	事務事業の現況				具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町	
行政連絡機構等に関する事	<p>西条市連合自治会(379自治会)</p> <p>【報償費】 該当なし</p>	<p>東予市連合自治会(112自治会)</p> <p>【報償費】 該当なし</p>	<p>丹原町区長会(30地区)</p> <p>【報償費】 区長手当 均等割 45,000円/年 戸数割 200円/戸 (40,000円/年限度) 副区長手当 区長手当×0.2 部落長手当 均等割 3,000円/年 戸数割 200円/戸</p> <p>【特記的活動状況】 地域要望に関する事 転作の取りまとめに関する事 地域住民の福祉活動に関する事 上記以外の自治活動等に関する事</p>	<p>小松町連合自治会(27自治会)</p> <p>【報償費】 自治会長謝礼 定額15,000円/年</p> <p>【特記的活動状況】 放送塔等で住民へ周知</p>	<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p>
広報配付システム等に関する事	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市委託業者 自治会等</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 自治会等 住民</p> <p>一部郵送</p> <p>【配付報償費】 自治会等への謝礼 平坦部 @14円/部×12月 山間部 @14円/部×12月×1.5</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市 公民館文書配付員 広報員</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 広報員 住民</p> <p>一部郵送等</p> <p>【配付委託料】 広報員委託料 9戸まで 3,000円/年 10戸から15戸まで 3,500円/年 16戸から29戸まで 4,300円/年 30戸以上 4,800円/年</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 町 職員 小組合長</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 小組合長 住民</p> <p>一部郵送</p> <p>【配付報償費】 小組合長への謝礼 @420円×戸数(1年)</p> <p>【放送責任者制度】 謝礼 @4,500円/年</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 町 職員 組長</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 組長 住民</p> <p>【配付報償費】 組への謝礼 組割 @1,000円/年 戸数割 @ 250円/年</p>	<p>市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度においては、現行のとおりとする。</p>

先例地の事例

〔さぬき市〕

自治会・行政連絡機構の取扱い

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

〔宇摩合併協議会〕

行政連絡機構(広報・広聴)

広報紙等の配布及び市と市民のパイプ役としての機能を併せた組織として、統一整備する。

〔南宇和合併協議会〕

行政連絡機構の取扱い(行政協力員等)

- 1 行政連絡機構(区長会)については現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2 報酬等については、合併後調整する。
- 3 行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。

〔静岡市〕

行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、当面現行どおりとし、合併後に町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。

ただし、広報紙等の配布の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議の上、合併時まで、新市における取扱いを検討するものとする。

〔つくば市及び茎崎町合併協議会〕

行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

解説： 行政連絡機構(区会・自治会など)は、急激な変化を緩和する必要性から、合併年度については、現行どおりとしましたが、新市における一体性の確保の観点からも速やかに調整し、統一に努めることにしました。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い	細項目	水道事業関係		
事務事業名	水道事業	専門部会名	上下水道部会	分科会名	水道分科会
調整方針	1 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 3 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000円とする。 4 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 5 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。				
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町	
1 水道事業 (経営変更認可)	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）西部地区上水道 認可年度…平成10年度 計画給水人口…8,420人 計画1日最大給水量…4,282 m³</p> <p>2 簡易水道</p> <p>（1）中野簡易水道 認可年度…平成元年度 計画給水人口…1,500人 計画1日最大給水量…600 m³</p> <p>（2）港新地簡易水道 認可年度…平成13年度 計画1日最大給水量…720 m³</p> <p>（3）大谷簡易水道 認可年度…昭和54年度 計画1日最大給水量…100 m³</p> <p>（4）玉津東部簡易水道 認可年度…平成3年度 計画1日最大給水量…1,132 m³</p> <p>（5）飯岡簡易水道 認可年度…昭和55年度 計画1日最大給水量…1,345 m³</p> <p>（6）グリーンハイツ簡易水道 認可年度…昭和62年度 計画1日最大給水量…322 m³</p> <p>（7）オレンジハイツ簡易水道 認可年度…平成4年度 計画1日最大給水量…450 m³</p> <p>平成15年度に（仮称）東部地区上水道（統合簡水）事業の経営認可を取得予定</p> <p>平成14年度基本計画策定 計画給水人口 13,000人 計画1日最大給水量 6,500 m³ 実施予定期間 平成16年度～20年度</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）東予市上水道 認可年度…平成14年度 計画給水人口…33,800人 計画1日最大給水量…19,000 m³</p> <p>平成14年度に東予市上水道事業経営変更認可を受け、事業を実施中 実施期間 平成10年度～20年度</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）丹原町上水道 認可年度…平成10年度 計画給水人口…11,800人 計画1日最大給水量…6,000 m³</p> <p>2 簡易水道</p> <p>（1）丹原町簡易水道 認可年度…平成9年度 計画給水人口…3,400人 計画1日最大給水量…1,640 m³</p> <p>平成14年度に丹原町上水道事業経営変更認可を申請、平成15年度取得予定 実施予定期間 平成15年度～16年度 ・取水施設設置</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>（1）小松町上水道 認可年度…平成4年度 計画給水人口…9,980人 計画1日最大給水量…5,030 m³</p> <p>小松町上水道事業経営変更認可申請を検討中 ・新水源の開発</p>	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い	細項目	水道事業関係																																																																																																																														
事務事業名	水道事業	専門部会名	上下水道部会	分科会名	水道分科会																																																																																																																												
調整方針																																																																																																																																	
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																																												
	西条市		東予市																																																																																																																														
2 水道料金	〔根拠〕西条市水道事業給水条例 （料金） 第20条 料金は、別表第3の定めるところにより算定した水道使用料と別表第4に定める量水器使用料を合計した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。 別表第3 水道使用料		〔根拠〕東予市上水道事業給水条例 （料金） 第23条 料金は、月額として次の各号の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1）水道使用料 別表第1により算定した金額 （2）メーター使用料 別表第2により算定した金額 別表第1 水道使用料		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">料 金（1箇月につき）</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金（1㎡につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用給水装置</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">600円</td> <td>10㎡を超え25㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を超え50㎡まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共用給水装置</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">485円</td> <td>10㎡を超え25㎡まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を超え50㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td>95円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">別表第4 量水器使用料</th> </tr> <tr> <th>口 径</th> <th>1箇月使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>110円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>180円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>220円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>625円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table>		種類	用途		料 金（1箇月につき）			基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	専用給水装置	家庭用	10㎡まで	600円	10㎡を超え25㎡まで	90円	25㎡を超え50㎡まで	115円	50㎡を超えるもの	120円	共用給水装置	家庭用	10㎡まで	485円	10㎡を超え25㎡まで	65円	25㎡を超え50㎡まで	90円	50㎡を超えるもの	95円	別表第4 量水器使用料		口 径	1箇月使用料	13mm	50円	20mm	110円	25mm	120円	30mm	180円	40mm	220円	50mm	625円	75mm	1,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">料 金（1カ月につき）</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金（1㎡につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭用</td> <td rowspan="4">10㎡まで</td> <td rowspan="4">880円</td> <td>10㎡を超え20㎡以下</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え40㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>40㎡を超えるもの</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20㎡まで</td> <td>2,300円</td> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20㎡まで</td> <td>2,300円</td> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>湯屋用</td> <td>100㎡まで</td> <td>10,350円</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>100㎡まで</td> <td>13,225円</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td>1㎡につき</td> <td>160円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10㎡まで</td> <td>2,000円</td> <td>10㎡を超えるもの</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">別表第2 メーター使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">メーター1箇月使用料（1個につき）</th> </tr> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>110円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>180円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>260円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>1,700円</td></tr> </tbody> </table>		用途	料 金（1カ月につき）			基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	家庭用	10㎡まで	880円	10㎡を超え20㎡以下	110円	20㎡を超え30㎡以下	130円	30㎡を超え40㎡以下	140円	40㎡を超えるもの	145円	団体用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円				30㎡を超えるもの	150円	営業用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円				30㎡を超えるもの	150円	湯屋用	100㎡まで	10,350円	100㎡を超えるもの	150円	工場用	100㎡まで	13,225円	100㎡を超えるもの	150円	船舶用	1㎡につき	160円			臨時用	10㎡まで	2,000円	10㎡を超えるもの	200円	別表第2 メーター使用料		メーター1箇月使用料（1個につき）		口 径	金 額	13mm	60円	20mm	110円	25mm	120円	30mm	180円	40mm	260円	50mm	1,000円	75mm	1,300円
種類	用途	料 金（1箇月につき）																																																																																																																															
		基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）																																																																																																																													
専用給水装置	家庭用	10㎡まで	600円	10㎡を超え25㎡まで	90円																																																																																																																												
				25㎡を超え50㎡まで	115円																																																																																																																												
				50㎡を超えるもの	120円																																																																																																																												
共用給水装置	家庭用	10㎡まで	485円	10㎡を超え25㎡まで	65円																																																																																																																												
				25㎡を超え50㎡まで	90円																																																																																																																												
				50㎡を超えるもの	95円																																																																																																																												
別表第4 量水器使用料																																																																																																																																	
口 径	1箇月使用料																																																																																																																																
13mm	50円																																																																																																																																
20mm	110円																																																																																																																																
25mm	120円																																																																																																																																
30mm	180円																																																																																																																																
40mm	220円																																																																																																																																
50mm	625円																																																																																																																																
75mm	1,300円																																																																																																																																
用途	料 金（1カ月につき）																																																																																																																																
	基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）																																																																																																																														
家庭用	10㎡まで	880円	10㎡を超え20㎡以下	110円																																																																																																																													
			20㎡を超え30㎡以下	130円																																																																																																																													
			30㎡を超え40㎡以下	140円																																																																																																																													
			40㎡を超えるもの	145円																																																																																																																													
団体用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円																																																																																																																													
			30㎡を超えるもの	150円																																																																																																																													
営業用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円																																																																																																																													
			30㎡を超えるもの	150円																																																																																																																													
湯屋用	100㎡まで	10,350円	100㎡を超えるもの	150円																																																																																																																													
工場用	100㎡まで	13,225円	100㎡を超えるもの	150円																																																																																																																													
船舶用	1㎡につき	160円																																																																																																																															
臨時用	10㎡まで	2,000円	10㎡を超えるもの	200円																																																																																																																													
別表第2 メーター使用料																																																																																																																																	
メーター1箇月使用料（1個につき）																																																																																																																																	
口 径	金 額																																																																																																																																
13mm	60円																																																																																																																																
20mm	110円																																																																																																																																
25mm	120円																																																																																																																																
30mm	180円																																																																																																																																
40mm	260円																																																																																																																																
50mm	1,000円																																																																																																																																
75mm	1,300円																																																																																																																																
100mm	1,700円																																																																																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い	細項目	水道事業関係																																																																																																																					
事務事業名	水道事業	専門部会名	上下水道部会	分科会名	水道分科会																																																																																																																			
調整方針																																																																																																																								
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																																			
	丹原町		小松町																																																																																																																					
2 水道料金	〔根拠〕丹原町水道事業給水条例 （料金） 第23条 給水料金は、1月につき、別表第1により算定した額とする。 2 メーター使用料は、1月につき、別表第2の額とする。 別表第1 給水料金		〔根拠〕小松町水道事業給水条例 （料金） 第23条 料金は、月額とし、次の区分により算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。 （1）水道使用料 別表第1に定める額 （2）メーター使用料 別表第2に定める額 別表第1 水道使用料		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方法</th> <th rowspan="2">メーター口径</th> <th colspan="2">基本給水料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>基本料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">計量栓</td> <td>13mm</td> <td>10m³</td> <td>1,250円</td> <td rowspan="8">1m³毎に</td> <td rowspan="8">160円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>20m³</td> <td>2,850円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>30m³</td> <td>4,450円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>30m³</td> <td>4,850円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>30m³</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>30m³</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>30m³</td> <td>6,350円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>30m³</td> <td>6,950円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">別表第2 メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>メーター口径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>130円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>140円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>230円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>260円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,240円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,480円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>1,840円</td></tr> </tbody> </table>		方法	メーター口径		基本給水料金		超過料金		水量	基本料金	水量	料金	計量栓	13mm	10m ³	1,250円	1m ³ 毎に	160円	20mm	20m ³	2,850円	25mm	30m ³	4,450円	30mm	30m ³	4,850円	40mm	30m ³	5,300円	50mm	30m ³	5,800円	75mm	30m ³	6,350円	100mm	30m ³	6,950円	別表第2 メーター使用料		メーター口径	使用料	13mm	80円	20mm	130円	25mm	140円	30mm	230円	40mm	260円	50mm	1,240円	75mm	1,480円	100mm	1,840円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径</th> <th rowspan="2">料金</th> <th colspan="2">基本給水料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>基本料金</th> <th>8m³を超え25m³まで</th> <th>25m³を超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>8m³まで</td> <td></td> <td>850円</td> <td>1m³につき175円</td> <td>1m³につき210円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>25m³まで</td> <td></td> <td>4,000円</td> <td rowspan="6">1m³につき250円</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>25m³まで</td> <td></td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>25m³まで</td> <td></td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>25m³まで</td> <td></td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>25m³まで</td> <td></td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>25m³まで</td> <td></td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">別表第2 メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>1箇月当たりのメーター使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>240円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>460円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>3,650円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table>		口径	料金	基本給水料金		超過料金		水量	基本料金	8m ³ を超え25m ³ まで	25m ³ を超え	13mm	8m ³ まで		850円	1m ³ につき175円	1m ³ につき210円	20mm	25m ³ まで		4,000円	1m ³ につき250円		25mm	25m ³ まで		4,500円	30mm	25m ³ まで		5,000円	40mm	25m ³ まで		6,000円	50mm	25m ³ まで		8,000円	75mm	25m ³ まで		10,000円	別表第2 メーター使用料		口径	1箇月当たりのメーター使用料	13mm	80円	20mm	200円	25mm	240円	30mm	400円	40mm	460円	50mm	3,650円
方法	メーター口径	基本給水料金			超過料金																																																																																																																			
		水量	基本料金	水量	料金																																																																																																																			
計量栓	13mm	10m ³	1,250円	1m ³ 毎に	160円																																																																																																																			
	20mm	20m ³	2,850円																																																																																																																					
	25mm	30m ³	4,450円																																																																																																																					
	30mm	30m ³	4,850円																																																																																																																					
	40mm	30m ³	5,300円																																																																																																																					
	50mm	30m ³	5,800円																																																																																																																					
	75mm	30m ³	6,350円																																																																																																																					
	100mm	30m ³	6,950円																																																																																																																					
別表第2 メーター使用料																																																																																																																								
メーター口径	使用料																																																																																																																							
13mm	80円																																																																																																																							
20mm	130円																																																																																																																							
25mm	140円																																																																																																																							
30mm	230円																																																																																																																							
40mm	260円																																																																																																																							
50mm	1,240円																																																																																																																							
75mm	1,480円																																																																																																																							
100mm	1,840円																																																																																																																							
口径	料金	基本給水料金		超過料金																																																																																																																				
		水量	基本料金	8m ³ を超え25m ³ まで	25m ³ を超え																																																																																																																			
13mm	8m ³ まで		850円	1m ³ につき175円	1m ³ につき210円																																																																																																																			
20mm	25m ³ まで		4,000円	1m ³ につき250円																																																																																																																				
25mm	25m ³ まで		4,500円																																																																																																																					
30mm	25m ³ まで		5,000円																																																																																																																					
40mm	25m ³ まで		6,000円																																																																																																																					
50mm	25m ³ まで		8,000円																																																																																																																					
75mm	25m ³ まで		10,000円																																																																																																																					
別表第2 メーター使用料																																																																																																																								
口径	1箇月当たりのメーター使用料																																																																																																																							
13mm	80円																																																																																																																							
20mm	200円																																																																																																																							
25mm	240円																																																																																																																							
30mm	400円																																																																																																																							
40mm	460円																																																																																																																							
50mm	3,650円																																																																																																																							
75mm	5,000円																																																																																																																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係																																																																																																																														
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名	水道分科会																																																																																																																												
調整方針																																																																																																																																			
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																																														
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																															
3 加入金	<p>〔根拠〕西条市水道事業給水条例</p> <p>（加入金） 第26条 給水装置の新設又は改造（量水器の増径を伴うものに限る。以下同じ。）の申込をしようとする者は、加入金として、別表第6に定める額に100分の105を乗じて得た額を申込の際納付しなければならない。この場合において、改造しようとするものが納付すべき加入金は、新口径に係る加入金の額と差額相当額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に認めるときは、工事の着手前までに納入することができる。</p> <p>別表第6 加入金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水器の口径</th> <th>加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>70,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>100mm以上</td><td>市長が別に定める</td></tr> </tbody> </table>	量水器の口径	加入金の額	13mm	10,000円	20mm	25,000円	25mm	50,000円	30mm	70,000円	40mm	150,000円	50mm	250,000円	75mm	500,000円	100mm以上	市長が別に定める	<p>〔根拠〕東予市上水道事業給水条例</p> <p>（工事負担金） 第30条の2 給水装置の新設又は改造の申し込みをしようとする者は、別表第4に掲げる工事負担金に100分の105を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、改造の申込者が納入する工事負担金は、新口径にかかる工事負担金の額と旧口径にかかる工事負担金の額との差額相当額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第4 工事負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>工事負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>89,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>165,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>286,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>530,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>2,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	工事負担金	13mm	24,000円	20mm	47,000円	25mm	89,000円	30mm	165,000円	40mm	286,000円	50mm	530,000円	75mm	1,000,000円	100mm	2,000,000円	<p>〔根拠〕丹原町水道事業給水条例</p> <p>（加入金） 第30条 給水装置の新設、改造（メーターの口径を増す場合に限る。）再設又は仮設工事の申込者は、別表第4の加入金を給水装置工事の申込みの際納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者は、申込後納付することができる。</p> <p>1 改造（増口径）をする場合は、改造後のメーター口径の新設加入金から、改造前のメーター口径の新設加入金を控除した額とする。 2 再設加入金は、休止から2年を経過し、再設する場合に適用する。</p> <p>別表第4 加入金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>新設加入金</th> <th>再設加入金</th> <th>仮設加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>100,000円</td><td>30,000円</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200,000円</td><td>60,000円</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>400,000円</td><td>120,000円</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>600,000円</td><td>180,000円</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>800,000円</td><td>240,000円</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,200,000円</td><td>360,000円</td><td></td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,400,000円</td><td>720,000円</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>3,600,000円</td><td>1,080,000円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	メーター口径	新設加入金	再設加入金	仮設加入金	13mm	100,000円	30,000円	30,000円	20mm	200,000円	60,000円	60,000円	25mm	400,000円	120,000円	120,000円	30mm	600,000円	180,000円	180,000円	40mm	800,000円	240,000円		50mm	1,200,000円	360,000円		75mm	2,400,000円	720,000円		100mm	3,600,000円	1,080,000円		<p>〔根拠〕小松町水道事業給水条例・同条例施行規程</p> <p>条例 （加入金） 第30条 給水装置の新設、改造（メーターの口径を増す場合に限る。）等の申込者は、町長が別に定める額の加入金を納入しなければならない。 2 前項の加入金は、工事申し込みの際納入しなければならない。</p> <p>施行規程 （加入金） 第22条 条例第30条の規程による加入金は、次の各号に定める額に100分の105を乗じて得た金額とする。 （1）新しく給水を希望する者は、別表に定める新規加入金 （2）一度加入していた者が給水を中止する場合は、給水中止届を町長に提出するものとする。この届を受理した場合には、町は、直ちにメーターを取除き、給水を中止する。 （3）前号の規定により、一時給水を中止していた者が再度給水を希望する場合は、給水装置再加入申請書と別表に定める再加入金 （4）工事その他の理由により仮設給水を希望する者は、仮設申請書と別表に定める仮設加入金</p> <p>別表 加入金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>新規加入金</th> <th>再加入金</th> <th>仮設加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>190,000円</td><td>95,000円</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>320,000円</td><td>160,000円</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>540,000円</td><td>270,000円</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>800,000円</td><td>400,000円</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,200,000円</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,500,000円</td><td>1,250,000円</td><td>1,250,000円</td></tr> <tr><td>100mm以上</td><td>町長が別に定める</td><td>町長が別に定める</td><td>町長が別に定める</td></tr> </tbody> </table>	口径	新規加入金	再加入金	仮設加入金	13mm	80,000円	40,000円	40,000円	20mm	190,000円	95,000円	95,000円	25mm	320,000円	160,000円	160,000円	30mm	540,000円	270,000円	270,000円	40mm	800,000円	400,000円	400,000円	50mm	1,200,000円	600,000円	600,000円	75mm	2,500,000円	1,250,000円	1,250,000円	100mm以上	町長が別に定める	町長が別に定める	町長が別に定める	<p>東予市の例を基本に調整する。（仮設をなくし、新設に一本化する。） ただし、再設加入金については、20,000円とする。（2年を超える給水の休止開栓時に徴収）</p> <p>・新設加入金</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>89,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>165,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>286,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>530,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>100mmを超えるものは</td><td>市長が別に定める。（消費税は別途）</td></tr> </tbody> </table>	13mm	24,000円	20mm	47,000円	25mm	89,000円	30mm	165,000円	40mm	286,000円	50mm	530,000円	75mm	1,000,000円	100mm	2,000,000円	100mmを超えるものは	市長が別に定める。（消費税は別途）
	量水器の口径	加入金の額																																																																																																																																	
13mm	10,000円																																																																																																																																		
20mm	25,000円																																																																																																																																		
25mm	50,000円																																																																																																																																		
30mm	70,000円																																																																																																																																		
40mm	150,000円																																																																																																																																		
50mm	250,000円																																																																																																																																		
75mm	500,000円																																																																																																																																		
100mm以上	市長が別に定める																																																																																																																																		
口径	工事負担金																																																																																																																																		
13mm	24,000円																																																																																																																																		
20mm	47,000円																																																																																																																																		
25mm	89,000円																																																																																																																																		
30mm	165,000円																																																																																																																																		
40mm	286,000円																																																																																																																																		
50mm	530,000円																																																																																																																																		
75mm	1,000,000円																																																																																																																																		
100mm	2,000,000円																																																																																																																																		
メーター口径	新設加入金	再設加入金	仮設加入金																																																																																																																																
13mm	100,000円	30,000円	30,000円																																																																																																																																
20mm	200,000円	60,000円	60,000円																																																																																																																																
25mm	400,000円	120,000円	120,000円																																																																																																																																
30mm	600,000円	180,000円	180,000円																																																																																																																																
40mm	800,000円	240,000円																																																																																																																																	
50mm	1,200,000円	360,000円																																																																																																																																	
75mm	2,400,000円	720,000円																																																																																																																																	
100mm	3,600,000円	1,080,000円																																																																																																																																	
口径	新規加入金	再加入金	仮設加入金																																																																																																																																
13mm	80,000円	40,000円	40,000円																																																																																																																																
20mm	190,000円	95,000円	95,000円																																																																																																																																
25mm	320,000円	160,000円	160,000円																																																																																																																																
30mm	540,000円	270,000円	270,000円																																																																																																																																
40mm	800,000円	400,000円	400,000円																																																																																																																																
50mm	1,200,000円	600,000円	600,000円																																																																																																																																
75mm	2,500,000円	1,250,000円	1,250,000円																																																																																																																																
100mm以上	町長が別に定める	町長が別に定める	町長が別に定める																																																																																																																																
13mm	24,000円																																																																																																																																		
20mm	47,000円																																																																																																																																		
25mm	89,000円																																																																																																																																		
30mm	165,000円																																																																																																																																		
40mm	286,000円																																																																																																																																		
50mm	530,000円																																																																																																																																		
75mm	1,000,000円																																																																																																																																		
100mm	2,000,000円																																																																																																																																		
100mmを超えるものは	市長が別に定める。（消費税は別途）																																																																																																																																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	水道事業関係																																																			
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																																																		
調整方針																																																							
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																		
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																																			
4 手数料	<p>〔根拠〕西条市水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第25条 手数料は、別表第5のとおりとし、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>別表第5 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>1件につき</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置閉開栓手数料</td> <td>1件につき</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	手数料		設計審査手数料	1件につき	1,000円	工事検査手数料	1件につき	2,000円	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	20,000円	給水装置閉開栓手数料	1件につき	5,000円	<p>〔根拠〕東予市上水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第30条 手数料は、別表第3のとおりとし、申込者から申し込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後徴収することができる。</p> <p>別表第3 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 工事検査手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置閉開栓手数料 4,200円 （条例規定はなし）</p>	区分	金額	1 設計審査手数料	500円	2 工事検査手数料	500円	3 指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円	<p>〔根拠〕丹原町水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第29条 手数料は、別表第3により、申込者から申込の際これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>別表第3 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 材料・工事検査手数料</td> <td>1回につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>1件につき</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 給水装置再開手数料</td> <td>1回につき</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	手数料		1 設計審査手数料	1件につき	500円	2 材料・工事検査手数料	1回につき	500円	3 給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	15,000円	4 給水装置再開手数料	1回につき	6,000円	<p>〔根拠〕小松町水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後、これを徴収することができる。</p> <p>手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 工事検査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 指定給水装置工事事業者登録手数料</td> <td>1件につき</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置閉開栓手数料の制度はなく、徴収していない。</p>	名称	手数料		1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）	1件につき	500円	2 工事検査手数料	1件につき	500円	3 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	30,000円	<p>西条市、小松町の例を基本に調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計審査手数料 1件につき 1,000円 工事検査手数料 1件につき 1,000円 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 30,000円 給水装置閉開栓手数料 1件につき 5,000円 （2年以下のものについて開栓時に徴収する。2年を超えるものについては、再設加入金として取扱う。）
名称	手数料																																																						
設計審査手数料	1件につき	1,000円																																																					
工事検査手数料	1件につき	2,000円																																																					
指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	20,000円																																																					
給水装置閉開栓手数料	1件につき	5,000円																																																					
区分	金額																																																						
1 設計審査手数料	500円																																																						
2 工事検査手数料	500円																																																						
3 指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円																																																						
名称	手数料																																																						
1 設計審査手数料	1件につき	500円																																																					
2 材料・工事検査手数料	1回につき	500円																																																					
3 給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	15,000円																																																					
4 給水装置再開手数料	1回につき	6,000円																																																					
名称	手数料																																																						
1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）	1件につき	500円																																																					
2 工事検査手数料	1件につき	500円																																																					
3 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	30,000円																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	水道事業関係																								
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																							
調整方針																												
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																							
	西条市	東予市	丹原町	小松町																								
5 その他水道料金等	<p>〔根拠〕西条市西ひうち水道条例</p> <p>（料金） 第14条 料金は、1㎡につき60円として算定した水道使用料と次の表に定める量水器使用料を合計した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>1箇月使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>625円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	1箇月使用料	20mm	110円	25mm	120円	50mm	625円	<p>〔根拠〕黒谷水道設置及び管理条例</p> <p>（料金） 第12条 料金は、月額として次により算定し、徴収する。この場合において、人員割については毎年4月1日を基準日として、その年度分を算定する。</p> <p>水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>均等割料金</th> <th>人員割料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用1ヶ月</td> <td>1世帯当たり 600円</td> <td>1人当たり 200円</td> </tr> <tr> <td>その他1ヶ月</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（工事負担金） 第14条 給水装置の新設の申込みをしようとする者は、次により工事負担金を納入しなければならない。</p> <p>工事負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>工事負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	均等割料金	人員割料金	家庭用1ヶ月	1世帯当たり 600円	1人当たり 200円	その他1ヶ月	800円		用途	工事負担金	家庭用	24,000円	その他	24,000円	該当なし	該当なし	<p>現行のとおりとする。 ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。</p>
口径	1箇月使用料																											
20mm	110円																											
25mm	120円																											
50mm	625円																											
用途	均等割料金	人員割料金																										
家庭用1ヶ月	1世帯当たり 600円	1人当たり 200円																										
その他1ヶ月	800円																											
用途	工事負担金																											
家庭用	24,000円																											
その他	24,000円																											

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

上水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。

簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。

〔南宇和合併協議会〕

上水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、随時調整する。

(1) 浄水場等の主要施設・給水区域については、現行のまま引き継ぎ、新町移行後に事業、施設の統廃合等を随時調整する。

(2) 水道料金等の使用料・手数料については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から統一する。ただし、一本松町と松下寿電子工業株式会社の間において確認している水道料金については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後調整する。

(3) 津島上水道企業団からの受水地区については、現行のとおりとする。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

(簡易水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。
- 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。
- 4 加入金については、当面現行のとおりとする。
- 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

(上水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間現行のとおりとする。
- 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。
- 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。
- 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。
- 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

〔さぬき市〕

水道事業会計は合併時に統一を図る。

料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。

給水区域については、現行のとおりとする。

負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。

手数料については、竣工検査新設工事 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円、給水装置工事事業者指定 10,000 円、給水装置工事事業者指定変更 1,000 円、開始手数料 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円とする。

上水道施設整備協力金については、メーター口径 13mm 80,000 円、20mm 240,000 円、25mm 320,000 円、30mm 533,000 円、40mm 800,000 円、50mm 1,333,000 円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの 56,000 円、単身入居を対象としたもの 48,000 円とする。

水道運営委員会については、新市において設置する。

簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。

簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。

簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

〔東かがわ市〕

- 1 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2 水道使用料、新規加入均等及びメーター使用料については、合併時に統一し、検針、徴収については、毎月実施するものとする。
- 3 施設等申込検査手数料は、合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針	<p>1 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。</p> <p>2 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>3 受益者負担金等について</p> <p>（1）単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>（2）納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>（3）前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>4 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>5 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>6 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。</p>					
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 公共下水道整備事業（全体計画）	<p>1 事業期間 昭和 49 年度から平成 30 年度</p> <p>2 下水の排除方式 分流式</p> <p>3 処理方式 標準活性汚泥法</p> <p>4 汚水 計画区域 1,855.8ha</p> <p>計画処理人口 71,580 人 計画汚水量 59,000 m³/日 処理施設能力 59,000 m³/日 (12 池 1 池当たり能力 5,250 m³/日) ポンプ場 3 箇所（中継ポンプ場）</p> <p>5 雨水 計画区域 1,855.8ha</p> <p>ポンプ場 5 箇所</p> <p>6 事業費 724 億円（汚水、雨水）</p>	<p>1 事業期間 昭和 58 年から平成 27 年度</p> <p>2 下水の排除方式 分流式</p> <p>3 処理方式 オキシデーションディッチ法</p> <p>4 汚水 計画区域 1,991ha (東予市 1,232ha 丹原町 759ha) 計画処理人口 47,000 人 計画汚水量 30,881 m³/日（日最大） 処理施設能力 31,000 m³/日 (12 池 1 池当たり能力 2,000～3,250 m³/日) ポンプ場 1 箇所（中継ポンプ場）</p> <p>5 雨水 計画区域 1,393.3ha (東予市 1,085ha 丹原町 308.3ha) ポンプ場 5 箇所</p> <p>6 事業費 503 億円（汚水、雨水）</p>	東予市と同じ	公共下水道事業未実施である。	新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係																																																																			
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会																																																																	
調整方針																																																																							
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																	
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																			
2 下水道使用料	<p>1 料金体系</p> <p>(1) 一般家庭 人頭制</p> <p>(2) 事業所 従量制</p> <p>(3) 湯屋分 従量制</p> <p>2 使用料（消費税抜き）</p> <p>(1) 家庭污水（1か月につき1人当たり555円）</p> <table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> <tr> <th>料金</th> <td>555円</td> <td>1,110円</td> <td>1,665円</td> <td>2,220円</td> <td>2,775円</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所污水（1㎡につき月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>30㎡まで</th> <td>56円</td> </tr> <tr> <th>30㎡を超え50㎡まで</th> <td>62円</td> </tr> <tr> <th>50㎡を超えるもの</th> <td>67円</td> </tr> </table> <p>(3) 湯屋污水 1㎡につき月額 25円</p> <p>3 量水器使用料</p> <p>(1) 目的 事業所污水及び湯屋污水に係る使用料を算定するため</p> <p>(2) 設置個数 約1,700個</p> <p>(3) 有効期間 8年（計量法）</p> <p>(4) 使用料 下水道使用料金に含まれる</p>	人数	1人	2人	3人	4人	5人	料金	555円	1,110円	1,665円	2,220円	2,775円	30㎡まで	56円	30㎡を超え50㎡まで	62円	50㎡を超えるもの	67円	<p>1 料金体系</p> <p>(1) 一般家庭 従量制</p> <p>水道水の場合 水道使用量</p> <p>地下水の場合 3人目まで 1人1か月8㎡ 4人目から 1人1か月4㎡</p> <p>併用の場合 3人目まで 1人1か月4㎡+水道使用量 4人目から 1人1か月2㎡+水道使用量</p> <p>(2) 事業所 従量制（量水器の使用水量による）</p> <p>(3) 湯屋分 従量制（量水器の使用水量による）</p> <p>2 使用料（消費税抜き）</p> <p>(1) 家庭污水（月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料 (1㎡につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">10㎡</td> <td rowspan="5">800円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>155円</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所污水 家庭污水に同じ</p> <p>(3) 湯屋污水（月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料 (1㎡につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">10㎡</td> <td rowspan="3">800円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>30円</td> </tr> </table> <p>3 量水器使用料</p> <p>(1) 目的 地下水を使用している事業所の使用料を算定するため</p> <p>(2) 設置個数 150個</p> <p>(3) 有効期間 8年（計量法）</p> <p>(4) 使用料（消費税抜き）</p> <table border="1"> <tr> <th>口径</th> <th>1か月使用料</th> <th>口径</th> <th>1か月使用料</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>60円</td> <td>40mm</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110円</td> <td>50mm</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120円</td> <td>75mm</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>180円</td> <td>100mm</td> <td>1,700円</td> </tr> </table>	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)	10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円	20㎡を超え30㎡まで	100円	30㎡を超え50㎡まで	115円	50㎡を超え100㎡まで	135円	100㎡を超えるもの	155円	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)	10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円	20㎡を超え30㎡まで	100円	30㎡を超えるもの	30円	口径	1か月使用料	口径	1か月使用料	13mm	60円	40mm	260円	20mm	110円	50mm	1,000円	25mm	120円	75mm	1,300円	30mm	180円	100mm	1,700円	東予市と同じ	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
人数	1人	2人	3人	4人	5人																																																																		
料金	555円	1,110円	1,665円	2,220円	2,775円																																																																		
30㎡まで	56円																																																																						
30㎡を超え50㎡まで	62円																																																																						
50㎡を超えるもの	67円																																																																						
基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)																																																																				
10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円																																																																				
		20㎡を超え30㎡まで	100円																																																																				
		30㎡を超え50㎡まで	115円																																																																				
		50㎡を超え100㎡まで	135円																																																																				
		100㎡を超えるもの	155円																																																																				
基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)																																																																				
10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円																																																																				
		20㎡を超え30㎡まで	100円																																																																				
		30㎡を超えるもの	30円																																																																				
口径	1か月使用料	口径	1か月使用料																																																																				
13mm	60円	40mm	260円																																																																				
20mm	110円	50mm	1,000円																																																																				
25mm	120円	75mm	1,300円																																																																				
30mm	180円	100mm	1,700円																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係				
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会		
調整方針								
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容			
	西条市	東予市	丹原町	小松町				
3 受益者負担金等	<p>1 受益者負担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、都市計画事業認可区域内の土地に賦課する。(根拠法令：都市計画法第75条)</p> <p>(2) 単価 224円/m² (事業費 - 先行投資額) / 認可面積 × 1 / 5</p>	<p>1 受益者負担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、都市計画事業認可区域内の土地に賦課する。(根拠法令：都市計画法第75条)</p> <p>(2) 単価 300円/m² 汚水末端管渠整備費 / 負担区域面積 × 1 / 4</p>	東予市と同じ	該当なし	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>			
	<p>2 分担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、地方自治法224条に基づく分担金を適用し、下水道事業認可のみ取得の土地に賦課する。(根拠法令：地方自治法224条)</p> <p>(2) 単価 224円/m² (事業費 - 先行投資額) / 認可面積 × 1 / 5</p>	<p>2 分担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、地方自治法224条に基づく分担金を適用し、下水道事業認可のみ取得の土地に賦課する。(根拠法令：地方自治法224条)</p> <p>(2) 単価 300円/m² 汚水末端管渠整備費 / 負担区域面積 × 1 / 4</p>	東予市と同じ	該当なし				
	<p>3 納期</p> <p>5年間、年4回</p> <p>第1期 5月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 2月1日から同月末日まで</p>	<p>3 納期</p> <p>3年間、年3回</p> <p>第1期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 2月1日から同月末日まで</p>	東予市と同じ	該当なし			<p>東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3年間 年3回</p> <p>第1期 6月1日から同月末日</p> <p>第2期 10月1日から同月末日</p> <p>第3期 2月1日から同月末日</p>	
	<p>4 前納報奨金</p> <p>納期前に納付された期別納付額の50分の1に未到来納期数を乗じて得た額 (10円未満は切り捨て)</p> <p>計算例 全期前納 期別納付額 × 1/50 × 190期 1年前納 期別納付額 × 1/50 × 6期</p>	<p>4 前納報奨金</p> <p>納期前に納付された期別納付額(1期の金額が20,000円を超える場合は20,000円)の100分の0.5に納期前の月数を乗じて得た額 (100円未満は切り捨て)</p> <p>ただし、毎年度第1期の時しか前納報奨金は計算しない。</p> <p>計算例 全期前納 期別納付額 × 0.5/100 × 129月 1年前納 期別納付額 × 0.5/100 × 7月</p>	東予市と同じ	該当なし			<p>東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
4 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金	<p>1 目的 水洗便所の普及および促進を図るため、生活扶助世帯の行う改造工事（便所、排水設備）に要する経費の補助</p> <p>2 補助金の額 市長が認定する額</p> <p>3 補助金の対象 （1）改造工事を行う家屋は生活扶助世帯の所有 （2）改造工事を行う便所は生活扶助世帯が使用 （3）下水道事業処理開始の日から3年以内に行う改造工事</p>	<p>1 目的 水洗便所の普及及び促進を図るため、生活扶助世帯の行う改造工事（便所のみ）に要する経費の補助</p> <p>2 補助金の額 組合長が認定する額</p> <p>3 補助金の対象 （1）改造工事を行う家屋は生活扶助世帯の所有 （2）改造工事を行う便所は生活扶助世帯が使用 （3）下水道事業処理開始の日から3年以内に行う改造工事</p>	東予市と同じ	該当なし		西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
5 水洗便所改造資金融資及び利子補給	<p>1 目的 改造工事を一時に負担することが困難な方に対し融資をあっせんし、融資を行う取扱金融機関への利子補給を行う。</p> <p>2 融資あっせんの額 （1）くみ取り便所改造 便所 1件 20万円以下 排水設備 1件 10万円以下 （2）浄化槽からの切替 1件 10万円以下</p> <p>3 あっせん対象 （1）建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者 （2）融資を受けた改造資金について償還能力があること （3）市税、下水道事業受益者負担金・分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと （4）改造工事費を一時に負担することが困難であること （5）処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること （6）連帯保証人2名</p> <p>4 融資資金の利息 全額補給</p> <p>5 償還額 改造工事1件につき毎月7,500円</p> <p>6 融資利率 長期プライムレートの利率</p> <p>7 遅延利息の利率 年14.6%</p>	<p>1 目的 改造工事を一時に負担することが困難な方に対し融資をあっせんし、融資を行う取扱金融機関への利子補給を行う。</p> <p>2 融資あっせんの額 （1）くみ取り便所改造（便所と排水設備）1件 40万円以下 （2）浄化槽からの切替 1件 30万円以下</p> <p>3 あっせん対象 （1）建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者 （2）融資を受けた改造資金について、償還能力があること （3）東予市民税又は丹原町民税及び下水道事業受益者負担金・分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと （4）改造工事費を一時に負担することが困難であること （5）下水処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること （6）連帯保証人1名</p> <p>4 融資資金の利息 全額補給</p> <p>5 償還額 改造工事1件につき毎月10,000円</p> <p>6 融資利率 長期プライムレートの利率</p> <p>7 遅延利息の利率 年14.6%</p>	東予市と同じ	該当なし		東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	下水道事業関係	
事務事業名	下水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 下水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
6 西条市西ひうち下水道	<p>1 使用料 使用料は、汚水量 1 m³につき 155 円として算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <p>2 分担金 分担金の額は、3.3 m²当たり 1,000 円を土地所有面積に応じて得た金額とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。	

先例地の事例

〔南宇和合併協議会〕

下水道業務の取扱いについては、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

- 1 公共下水道事業については、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。
 - (2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。
- 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕

- 1 公共下水道事業の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 2 合併処理浄化槽設置整備事業は、合併時に調整する。ただし、補助金額は、五十崎町の例により調整する。

〔さぬき市〕

公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。

公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。

下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。

合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。

水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。

下水道事業基金については、新市において設置する。

下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。

私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

〔東かがわ市〕

- 1 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。
- 2 下水道使用料については、合併時に上水道家庭用の使用料に統一する。
- 3 合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により、新町において調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	細項目	情報公開関係		
事務事業名	情報公開制度	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
西条市情報公開条例 平成9年9月1日施行 【目的】 市民の公文書の公開を求める権利を保障することにより、市民の市政への参加を一層推進し、市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与する。 【実施機関】 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気ディスクその他これに類する記録媒体から出力され、又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。）であって、実施機関における決裁、供閲その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの。 ・H9年4月以降に作成し、又は取得した公文書 【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・市税の納税義務の確定した者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 【公開請求に対する決定】 当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開する旨又は公開しない旨を決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定することができないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。 【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあったときは、当該不服申し立てが明らかに不適法であるとき又は請求のあった公文書の全部若しくは一部を公開しないこととする決定を取り消すときを除き、西条市情報公開審査会に諮問する。 【情報公開審査会】 名称 西条市情報公開審査会 目的 不服申立て、その他実施機関からの諮問に対する審査等 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.4.1～16.3.31）	東予市情報公開条例 平成10年7月1日施行 【目的】 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにすることにより、市政に関して市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を促進し市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与する。 【実施機関】 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。 ・H10年4月以降に作成し、又は取得した公文書 【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 【公開請求に対する決定】 当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書を公開するかどうかの決定。 期間内に公開決定等を行うことができない正当な理由があるときは、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。 【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあった場合は、当該不服申し立てが明らかに不適法であるときを除き、東予市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申し立てに対する裁決又は決定をしなければならない。 【情報公開審査会】 名称 東予市情報公開審査会 目的 同左 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.7.1～16.6.30）	丹原町情報公開条例 平成10年7月1日施行 【目的】 町民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定め、町民の町政への参加を促進し、町政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を推進する。 【実施機関】 町長(水道事業管理者の職務を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真等であって、実施機関において定めている事案決定手続が終了し、実施機関が管理しているもの及び職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの。 ・H10年4月以降に作成し、又は取得した公文書 【公開請求者】 ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 【公開請求に対する決定】 請求書を受理した日の翌日から起算して、14日以内に請求に係る公文書を公開するか否かの決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定できないときは請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。 【非公開等に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあった時は、当該不服申し立てが明らかに不適法であるとき又は非公開若しくは部分公開の決定を取り消すときを除き、丹原町情報公開審査会に諮問し、当該不服申し立てに対する裁決又は決定をしなければならない。 【情報公開審査会】 名称 丹原町情報公開審査会 目的 同左 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.7.1～16.6.30）	[該当なし]	小松町は条例を制定していない。 実施機関の範囲に差異がある。 公開対象文書の範囲及び該当年度に差異がある。 (H9年4月以降とH10年4月以降) 請求者の範囲について差異がある。	西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係	
事務事業名	個人情報保護			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針	個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
[個人情報保護条例は未制定]	<p>東予市個人情報保護条例 平成15年4月1日施行</p> <p>【目的】 個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって構成で適正な市政の推進に資する。</p> <p>【定義】 (実施機関) 市長（上水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 (個人情報) 個人に関する情報であって特定の個人が識別されるもの</p> <p>【請求権の範囲】 開示請求権 訂正請求権 削除請求権</p> <p>【請求者】 個人情報を記録されている本人</p> <p>【請求に対する決定】 (開示請求) 請求書の提出のあった日から起算して15日以内に、開示するか否かの決定 正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。 60日以内に決定をすることにより事務に支障が生じるときは、特例延長することができる。 (訂正及び削除) 請求書の提出のあった日から起算して30日以内に、訂正（削除）するか否かの決定 正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。 60日以内に決定をすることにより事務に支障が生じるときは、特例延長することができる。</p> <p>【非開示情報】 法令の定め、第三者の正当な権利利益が侵害される個人情報などは、開示しないことができる。</p>	[個人情報保護条例は未制定]	[個人情報保護条例は未制定]	東予市のみ個人情報保護条例を制定している。	東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係	
事務事業名	個人情報保護			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
	<p>【救済の手続】 開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができる。</p> <p>【個人情報保護審議会】 不服申し立てがあった場合に実施機関の諮問に応じて答申すること、その他重要事項について審議すること。（委員 5名以内、任期 2年）</p>					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	細項目	情報公開関係		
事務事業名	市長の資産公開	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【根拠】 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例</p> <p>【目的】 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づき、市長の資産等の公開に関し、必要な事項を定める。</p> <p>【資産等報告書等の作成】 市長は、その任期開始の日において有する資産等について、資産等報告書を作成しなければならない。</p> <p>【資産等の区分】 (1)土地 (2)建物の所有を目的とする地上権又は土地の借地権 (3)建物 (4)預金、貯金及び郵便貯金 (5)金銭信託 (6)有価証券 (7)自動車、船舶、航空機及び美術工芸品 (8)ゴルフ場の利用に関する権利 (9)貸付金 (10)借入金</p> <p>【資産等補充報告書】 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった上記資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書をその翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【所得等報告書の作成】 市長(前年1年間を通じて市長であった者に限る。)は、下記に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【所得等報告書に記載される所得】 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額 (1) 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額 (2) 租税特別措置法の規定により所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって規則で定めるもの 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格</p>	<p>【根拠】 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>【根拠】 丹原町長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>【根拠】 政治倫理の確立のための小松町長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>制度に相違がなく、課題なし。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係		
事務事業名	市長の資産公開			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会	
調整方針							
事務事業の現況						課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【関連会社等報告書の作成】</p> <p>市長は、毎年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【資産等報告書等の保存及び閲覧】</p> <p>上記により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>何人も、市長に対し、保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>	内容 同左	内容 同左	内容 同左				

先例地の事例

〔周南市〕

(1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

(2) 市長・町長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

〔西東京市〕

(1) 公文書開示・公文書公開に関すること

新市において、田無市の基準で制度化を図る。

(2) 個人情報の保護に関すること

新市において、保谷市の基準で制度化を図る

〔安来市・広瀬町・伯太町合併協議会〕

情報公開については、現行の例により調整する。

個人情報の保護については、現行の例により調整する。

〔宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会〕

(1) 情報公開について

市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、行政の説明責務を果たすとともに市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、1市3町の条例を調整統一し、情報公開条例を合併時に制定します。

(2) 個人情報保護制度

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、宮津市の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

〔佐渡市町村合併協議会〕

合併時に条例化する。

(1) 公開の対象情報の範囲

情報公開条例施行時からの情報を対象とする。

合併関係市町村の承継行政情報は、それぞれの市町村の条例の施行の日以降に作成し、又は取得したものを対象とする。

(2) 請求対象者の範囲

市内に住所を有する個人

市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人、その他の団体

〔峡北地域合併協議会〕

情報公開及び個人情報保護については、新市において速やかに制度化を図る。

〔淡路町・北淡町・東浦町合併協議会〕

住民の知る権利を尊重し文書の開示を請求する権利を定め情報の一層の公開を図り、もって行政事務事業を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の理解と協力の下に公正で開かれた行政を推進し、住民の行政への参加を促進していけるよう合併時に調整をし、情報公開条例を制定する。

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、合併時に調整をし、個人情報保護条例を制定する。

〔重信町・川内町合併協議会〕

(1) 情報公開については、「市民の知る権利を保障する」旨を明記した上で、新市において新たな制度を確立する。

(2) 個人情報の保護については、新市において制度の確立を行う。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				細項目	職員数・定員管理	
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名 人事分科会
調整方針	<p>西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。</p> <p>職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。</p> <p>職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。</p>						
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容		
職員数 実数(定数) (平成15年4月1日現在)	1 市長事務部局 312人(317人) (うち消防長事務部局 58(58)) 2 議会事務部局 7(7) 3 教育委員会事務部局 72(77) 4 農業委員会事務部局 5(5) 5 選挙管理委員会事務部局 2(7うち5人兼務) 6 監査委員事務部局 2(2) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務(2兼務) 8 公平委員会事務部局 兼務(2兼務) 9 地方公営企業事務部局 3(3) <hr/> 計 403(413) 上記には、道前福祉衛生事務組合派遣職員1名を含む。	1 市長事務部局 203人(210人) (203人のうち派遣職員4人) 2 議会事務部局 4人(5) 3 教育委員会事務部局 63(70) 4 農業委員会事務部局 5(6) 5 選挙管理委員会事務部局 2(8うち6人兼務) 6 監査委員事務部局 2(2) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務(2兼務) 8 公平委員会事務部局 兼務(2兼務) 9 地方公営企業事務部局 9(15) <hr/> 計 288(310) 上記には、周桑病院企業団1名、周桑事務組合1名、東予市・丹原町公共下水道事務組合2名の計4名の派遣職員を含む。	1 市長事務部局 100人(108人) 2 議会事務部局 2人(4) 3 教育委員会事務部局 28(38) 4 農業委員会事務部局 2(5) 5 選挙管理委員会事務部局 兼務(3) 6 監査委員事務部局 兼務(2) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務(1) 8 地方公営企業事務部局 5(6) <hr/> 計 137(167) 上記には、東予市・丹原町公共下水道事務組合派遣職員1名を含む。	1 市長事務部局 87人(88人) 2 議会事務部局 2(2) 3 教育委員会事務部局 17(19) 4 農業委員会事務部局 兼務(2) 5 選挙管理委員会事務部局 兼務(8兼務) 6 監査委員事務部局 兼務(2兼務) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務(2兼務) 8 地方公営企業事務部局 4(4) <hr/> 計 110(115)	<p>西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>		

2市2町(一部事務組合含む)条例定数と実職員数

平成15年4月1日現在 単位:人

区 分	条例定数 (総計)	実職員数	参考(定員適正化計画)	
			計画期間	目標人員
西 条 市	413	403	H14~H18年度の 5年間	409
東 予 市	310	288	H14~H16年度の 3年間	290
丹 原 町	167	137	H14~H18年度の 5年間	135
小 松 町	115	110	H12~H16年度の 5年間	113
小 計	1,005	938		
道前福祉 衛生事務組合	110	97		
周桑事務組合	93	92		
東予市・丹原町 公共下水道事務組合	18	11		
公立周桑病院企業団	293	273		
小 計	514	473		
合 計	1,519	1,411		

※ 事務組合等への派遣職員は、派遣元の市・町で計上した。

定年退職予定の状況

単位:人

区 分	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	計
西条市	4	3	6	17	23	22	12	13	20	9	13	142
東予市	3	4	2	4	10	12	10	11	11	6	9	82
丹原町	3	2	3	7	2	4	3	2	3	5	2	36
小松町	1	1	2	1	2	1	7	5	3	4	7	34
道前福祉衛生事務組合	2	2	3	3	3	7	8	4	5	9	4	50
周桑事務組合	0	0	3	4	6	5	7	2	1	5	6	39
東予市・丹原町公共下水道事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立周桑病院企業団	3	0	4	5	11	5	6	10	6	6	12	68
合 計	16	12	23	41	57	56	53	47	49	44	53	451

新市及び他市の状況

平成15年4月1日現在

市 名	人 口(人)	職員数(人)	面積(km ²)
新 市	116,786	1,411 (うち病院273)	509.78
新居浜市	127,926	964	234.30
今 治 市	117,455	749	74.84

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				細項目	職名、職階、給料	
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名 人事分科会
調整方針							
級別標準職務等	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容		
行政職給料表(一) (派遣職員を含む。) 1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	吏員以外の職員で町長が規則で定める職務	定型的な業務を行う職務	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 参考資料 ラスパイレス指数 平成14年4月1日現在		
	主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 3人	主事、技師、保育士、保健師、看護師、公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司書、学芸員 2人	主事補、技師補、看護師、保育士、育成士 10人	主事(補) 保健師(補)(助) 教諭、保育士(補) 2人			
2級	おおむね定型的な業務を行う職務	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	吏員又は町長が規則で定める職務	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	ラスパイレス指数 平成14年4月1日現在		
	主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 21人	主事、技師、保育士、保健師、看護師、公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司書、学芸員 34人	主事、技師、保健師、看護師、保育士、書記、育成士 13人	主事、保健師、教諭、保育士 21人			
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	吏員又は町長が規則で定める職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	ラスパイレス指数とは 地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの		
	主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 43人	主任、公民館主事 46人	主査、保健師、看護師、保育士、書記、育成士 28人	主査 11人			
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	係長又はこれに相当する職務	係長又は町長が規則で定める職務	係長その他の職務で町長が規則で定める職務	ラスパイレス指数とは 地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの		
	主任、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 53人	係長、隣保館主事、主任保育士、主任、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、主任教諭 48人	係長、主任、主任保育士、主任保健師、出張所長、連絡所長 15人	係長、主任 19人			
5級	主査、係長又はこれに相当する職務	係長又はこれに相当する職務で市長が特に認めたもの	専門員又はこれに相当する職務で町長が規則で定める職務	専門員その他の職務で町長が規則で定める職務	ラスパイレス指数とは 地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの		
	主査、係長、主任保育士、主任保健師、主任教諭、次長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が5級相当の職として承認指定した場合の職 69人	係長、隣保館主事、主任保育士、主査、主任教諭、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事 36人	専門員その他の職にある者で町長が認めた者 22人	専門員 14人			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い			細項目	職名、職階、給料	
事務事業名				専門部会名	総務部会	分科会名 人事分科会
調整方針						
級別標準職務等	西条市	東予市	丹原町	小松町		
行政職給料表(一)	専門員又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務で町長が規則で定める職務	課長補佐その他の職務で町長が規則で定める職務		
6級	専門員 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が6級相当の職として承認指定した場合の職 91人	課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所長、副館長、保育所長、副主幹、主席係長、主任保育士、次長補佐、専門員、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、幼稚園教頭、主任教諭 39人	課長補佐、保育所長、文化会館副館長、海洋センター所長、専門員その他の職にある者で町長が認めたもの 16人	課長補佐、室長補佐、次長、所長、園長、場長、館長、専門員等の職にある者で町長が認めた者 17人		
7級	課長補佐又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務で市長が得に認めたもの	課長又は町長が規則で定める職務(7級又は6級)	課長又は町長が規則で定める職務		
	課長(所長、室長、局長)補佐、次席、幼稚園長補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が7級相当の職として承認指定した場合の職 27人	課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所長、副館長、保育所長、副主幹、次長補佐、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、幼稚園教頭 21人	学校給食センター所長、出納室長、局長、書記長、課長、教育次長、主幹、文化会館館長 13人	課長、室長、局長、課長補佐等の職にある者で町長が認めた者 6人		
8級	課長、次長又はこれに相当する職務	課長又はこれに相当する職務	重要な業務を所掌する課長で町長が規則で定める業務	総括課長又はこれに準ずる重要な事務を所掌する課長等の職務で町長が規則で定める職務		
	主幹、課長、所長、室長、次長、署長、消防次長、事務局長、館長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が8級相当の職として承認指定した場合の職 42人	課長、室長、所長、支所長、センター長、場長、館長、主幹、次長、書記長、局長 29人	課長等の職にある者で町長が認めたもの 4人	課長等の職にある者で町長が認めた者 4人		
9級	部長又はこれに相当する職務	部長又はこれに相当する職務	-			
	部長、技監、消防長、事務局長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が9級相当の職として承認指定した場合の職 9人	部長、技術監、参事、局長、センター長 8人				
技能労務職	1級制(国の行政職給料表(二)の1~5級の合成表) 学校庁務職 13人 1級相当 7人 学校給食調理職 28人 2級相当 - 老人ホーム調理職 2人 3級相当 5人 計 43人 4級相当 12人 5級相当 19人	国の行政職給料表(二)の5級制 保育所給食調理員 5人 1級 - 学校給食調理員 20人 2級 14人 計 25人 3級 5人 4級 6人 5級 -	国の行政職給料表(二)の3級制 海洋センター・文化会館技能員 6人 1級 9人 文化会館用務員 2人 2級 5人 保育所調理員 2人 3級 2人 学校給食調理員 4人 学校給食運転手 2人 計 16人	国の行政職給料表(二)の3級制 用務員 1人 1級 7人 保育所調理員 6人 2級 6人 学校給食調理員 6人 3級 - 計 13人		

(注) 西条市の教育公務員2人は、県の中学校・小学校教育職員給料表を基準としているので、上記の級別職員数には計上していない。

一般職の職員の身分の取扱いについて

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法的には失職してしまふことになります。

このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないとされています。

そのため、職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併関係市町村の職員となるものではなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として、任命行為を行う必要があり、新設合併における合併関係市町村の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

また、同条第2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされています。

(愛媛県市町村ハンドブックより)

関係する主な法令

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 略

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 略

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律に定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休暇を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 略

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併市町村の一般職の職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

2 合併関係市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先例地の調整事例

[東宇和・三瓶合併協議会]

明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(具体的内容調整)

1 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。

4 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行う。

[南宇和合併協議会]

現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な内容調整

1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。

4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

[宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会]

宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

具体的な内容調整

1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。

4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。

[宇摩合併協議会](協議会で審議中)

・職員数・定員管理

4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

・職務分類・給料

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

給料表については、合併当初は国の給料表9級を適用し、その後の機構・組織の再編の段階において、新たに、給料表の適用について検討する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）		細項目	消防防災関係		
事務事業名	防災会議及び地域防災計画		専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	防災会議については、合併時に新たに設置する。 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
【防災会議】 根拠 西条市防災会議条例 名称 西条市防災会議 所掌事務 地域防災計画の作成及び実施の推進 災害発生時の情報収集等 その他法令に基づく権限に属すること 委員構成 会長 市長 委員 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者（1人） 市長がその内部の職員のうちから指名する者（5人） 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（5人）	【防災会議】 根拠 東予市防災会議条例 名称 東予市防災会議 所掌事務 （西条市と同じ） 委員構成 会長 市長 委員 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者（1人） 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察官のうちから市長が委嘱する者（1人） 市長がその内部の職員のうちから指名する者（11人） 教育長 周桑事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者（1人） 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（3人）	【防災会議】 根拠 丹原町防災会議条例 名称 丹原町防災会議 所掌事務 （西条市と同じ） 委員構成 会長 町長 委員 指定地方行政機関その他の公益的事業を営む法人の職員のうちから町長が委嘱する者（1人） 愛媛県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者（1人） 町長がその内部の職員のうちから指名する者（10人） 教育長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者（1人） 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者（3人）	【防災会議】 根拠 小松町防災会議条例 名称 小松町防災会議 所掌事務 （西条市と同じ） 委員構成 会長 町長 委員 助役 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者（1人） 町長がその内部の職員のうちから指名する者（3人） 教育長 消防団長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者（1人） 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関のうちから町長が委嘱する者（5人） 陸上自衛隊第2混成団特科大隊の隊員のうちから町長が委嘱する者（1人）	2市2町の委員構成に違いがある。	合併時に新たに設置する。	
【地域防災計画】 名称 西条市地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資する。 内容 地震災害対策編及び風水害等対策編の2分冊となっており、災害に関する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。	【地域防災計画】 名称 東予市地域防災計画 目的 （西条市と同じ） 内容 平成7年度に防災アセスメントを実施平成8年度、一般災害対策編、震災災害対策編、資料編の3編を策定している。併せて防災マップも作成している。	【地域防災計画】 名称 丹原町地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進することにより、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資する。 内容 地震災害対策編、一般災害対策編及び資料編で構成されており、災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。	【地域防災計画】 名称 小松町地域防災計画 目的 （丹原町と同じ） 内容 地震災害対策編及び風水害等対策編（未完成）の2分冊となっており、災害に関する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。	新市の地域防災計画を早期に作成する必要がある。	新市移行後速やかに作成する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）	細項目	消防防災関係		
事務事業名	水防協議会及び水防計画	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 西条市水防協議会条例</p> <p>名称 西条市水防協議会</p> <p>目的 水防計画の作成 その他水防に関し重要な事項を調査審議する。</p> <p>委員構成 協議会は、会長1名・委員20名以内で組織する。 会長 市長 委員 20名 委員は、水防関係者並びに市議会議員及び学識経験者のうちから会長が命じ、又は、委嘱する。 （助役、消防長、消防団長、部長4名（総務、建設、生活福祉、企画産業）、市議会議員2名（議長、建設消防委員長）、西条地方局建設部長、西条警察署長、愛媛県建設業協会西条支部長、土地改良区理事長8名）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月下旬に開催</p>	<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 東予市水防協議会条例</p> <p>名称 東予市水防協議会</p> <p>目的 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 協議会は、会長1名及び委員25名以内で組織する。 会長 市長 委員 16名 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が命じ、又は委嘱する。 （助役、収入役、教育長、周桑消防本部消防長、消防団長、部長級7名、丹原土木事務所長、東予警察署長、市土地改良区協議会長、愛媛県建設業協会周桑支部長）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月頃に開催</p>	<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 丹原町水防協議会条例</p> <p>名称 丹原町水防協議会</p> <p>目的 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 協議会は、会長1名及び委員17名以内で組織する。 会長 町長 委員 15名 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が命じ、又は委嘱する。 （助役、収入役、周桑消防本部消防長、消防団長、教育長、課長級8名（総務、企画財政、保健福祉、産業、建設、農地整備、水道、学校教育）丹原土木事務所長、東予警察署長）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月下旬に開催</p>	<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 小松町水防協議会条例</p> <p>名称 小松町水防協議会</p> <p>目的 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 会長は、水防管理者（町長）とする。 委員の定数は、9人以内とする。 会長 町長 委員 8名 委員は、関係行政機関の職員又は関係団体の代表者をもって組織する。 （助役、周桑消防本部消防長、消防団長、課長級3名（総務、建設、産業）、丹原土木事務所長、東予警察署長）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月に開催</p>	2市2町の委員構成に違いがある。	合併時に新たに設置する。
<p>【水防計画】</p> <p>名称 西条市水防計画</p> <p>目的 洪水及び高潮等に際して、県水防計画に応じ水防の完璧を図るとともに、その被害を最小限に食い止めるために関係機関と密接な連携を図り、水防に必要な人的、物的施設を整備し、これらの具体的活用方法を定め、緊急措置の適切円滑な実施を期す。</p> <p>水防団は、消防団が兼務</p>	<p>【水防計画】</p> <p>名称 東予市水防計画</p> <p>目的 水防法第25条に基づき愛媛県の水防計画に準じ、洪水又は高潮による水害を警戒防止して、これによる被害を軽減するために、東予市内の河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信及び消防団（水防団）の水防活動並びに水防に必要な資機材、施設の整備と運用、その他水防に関し必要な事項を定め、水防に万全を期す。</p> <p>水防団（西条市と同じ）</p>	<p>【水防計画】</p> <p>名称 丹原町水防計画</p> <p>目的 水防法第25条の規定及び災害対策基本法の趣旨に基づき洪水による水害を警戒、防御して、これによる被害を軽減するため、町内の各河川、溜池及び湖岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡及び避難等の誘導並びに水防に必要な資材、機材、施設の整備と運用を円滑に行うことを目的とする。</p> <p>水防団（西条市と同じ）</p>	<p>【水防計画】</p> <p>名称 小松町水防計画</p> <p>目的 水防法第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる小松町が、同法第25条の規定に基づき、小松町の地域にかかる河川、ため池等の洪水等の水害に対処しその被害を軽減することを目的とする。</p> <p>水防団（西条市と同じ）</p>	新市の水防計画を早期に作成する必要がある。	新市移行後速やかに作成する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）	細項目	消防防災関係		
事務事業名	防災行政無線	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。				
事務事業の現況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機1台（総務課設置） 子機4台（建設課・社会福祉課・農林水産課・総合案内） 一斉受令スピーカー4（総務課・社会福祉課・消防署・宿直室） アンテナ1基 市庁舎屋上設置 無線機・直流電源装置・発電機（市庁舎7階設置）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末2（総務課・消防署） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（市庁舎屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1（市庁舎7階空調室設置）</p> <p>3 市移動系防災行政無線（周波数466.95MHz） 基地局1（10W、市庁舎7階空調室に設置） 子機3（総務課・建設課・水道課） 車載局3（10W、建設課2・水道課1） 携帯局4（1W、総務課）</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機1台（3F電話交換室） 庁舎用電話交換機への接続により内線電話機から発着信可能（各課接続可）。 一斉受令スピーカー3（3F、2F、2F会議室） アンテナ1基（庁舎屋上設置） 無線機・直流電源装置（5F） 非常用発電機（消防倉庫）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1（総務課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（庁舎屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1（企画広報課）</p> <p>3 防災行政無線（地域防災行政無線） （周波数848MHz等、最大30回線、災害時最大60回線） 基地局 東予市役所内（5W） 中継局 河北中学校内1箇所（10W） 遠隔制御装置 庁舎内8箇所 移動局（5W） ・車載型 市10台 消防団39台 計 49台 ・可搬型 市 2台 計 2台 ・半固定型 市19台 地域 8台 計 26台 ・携帯型 市36台 消防団22台 地域13台 計 71台 ・合計 67台 61台 21台 計149台</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機1台（総務課設置） 子機4台（宿直室・建設課・保健福祉課・農地整備課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ1基（町庁舎屋上設置） 無線機・直流電源装置（総務課） 非常用発電機（2階書庫）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1（総務課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（町庁舎屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1（総務課）</p> <p>3 町移動系防災行政無線（153.49MHz） 基地局1（10W、総務課） 子機なし 車載局8（10W、指令車・農地整備課・建設課・消防ポンプ車3・消防積載車2） 携帯局6（5W、総務課5・消防団1）</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機なし 子機3台（住民環境課・産業課・宿直室） 一斉受令スピーカーなし アンテナ1基 町庁舎本館屋上設置 無線機（総務課）、直流電源装置・発電機（放送室）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1（総務課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（町庁舎本館屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置（総務課）</p> <p>3 町移動系無線（周波数146.02MHz） 基地局1（10W、総務課） 子機なし 車載局9（10W・総務課、建設課、産業課、5W・水道課、10W・消防団4、他1） 携帯局9（5W、総務課7・改善センター2）</p>	<p>地上系及び衛星系防災行政無線については、合併後の運用等について県と協議する必要がある。</p> <p>移動系及び地域防災行政無線については、合併後の統合が必要。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>新市移行後速やかに調整する。</p>

消防防災関係に関する法令

災害対策基本法

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

(2～4 省略)

5 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災計画(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長、以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は、当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

(3～5 省略)

水防法

(目的)

第1条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

(2 省略)

(水防計画)

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

(水防協議会)

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

(2～4 省略)

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

先例地の事例

〔瑞穂市〕

防災関係事業の取扱い

- (1) 防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の統合を含め、管理運用の統合を図る。穂積町の機器更新整備については、できるだけ早期に実施するものとする。
- (2) 街路灯については、設置費及び修繕費は、新市で負担する。電気料等の維持管理費は、地元自治会負担とする。
- (3) 消火栓設備については、新市の水道事業担当課で設置及び管理を行い、消防法及び同法施行令の設置基準の範囲内で、原則設置するものとする。なお、既存の消火栓を含め、設置及び管理に要する経費は、新市の一般会計で負担する。
また、格納庫、ホース、ノズル等及び消火器の設置については、設置経費は自治会負担とし、その費用の2分の1を補助金として交付する。
- (4) 穂積町の自主防災組織の育成事業については、合併後も継続していく。補助金については、補助方法及び内容について、新市において調整する。

〔山口市〕

防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- (3) 防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

〔いなべ市〕

消防防災関係事業

事業の一体性を確立するために、新市において速やかに防災計画を策定する。

〔篠山市〕

防災関係の取扱い

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。
- (2) 水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。
- (3) 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係		
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名	福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針	人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。					
事務事業の現況					具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
隣保館	・大町会館 ・氷見交友会館 館数 2 大町会館 氷見交友会館 職員の状況 各館、嘱託館長と嘱託指導員の2名 運営審議会（大町会館・氷見交友会館合同）10名	・北星会館 ・河北会館 館数 2 北星会館 河北会館 職員の状況 各館、非常勤館長と嘱託職員の2名 運営審議会 北星会館10名 河北会館10名	該当なし	該当なし	新市移行後速やかに調整する。	
同和地区生活相談員	該当なし	該当なし	同和地区生活相談員設置事業 4月1日に生活相談員辞令書発令。 報酬月額 144,540円（広域隣保館補助3/4 県補助） 毎月集会所で会合がある。	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	
	該当なし	該当なし	【県補助事業名】 広域隣保活動事業費補助金 県の基準額2,762,000円以上の事業を実施する。 【補助率】 県3/4 町1/4	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	
社会教育集会所	山本集会所（S49 築 129.6㎡） 【運営】 山本自治会に委託 運営委員会規約あり	東予市新市会館（S50 築 129.6㎡） 東予市楠浜会館（S54 築 129.9㎡） 東予市北条新田会館（H3 築 129.9㎡） 【運営】 館長（非常勤）各館1名 任期2年 運営委員 各館7名 任期1年	該当なし	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
差別をなくす市民の集い	差別をなくす市民の集い開催 【開催日時】 12月 日曜日 13:00～ 【参加人員】 1,300人	該当なし	差別をなくす町民の集い開催 【開催日時】 8月 土曜日 19:00～ 【参加人員】 600人	差別をなくす町民の集い開催 【開催日時】 12月 日曜日 13:00～ 【参加人員】 500人	新市移行後速やかに調整する。	
市人権・同和教育研究大会	市人権・同和教育研究大会 【実施日等】 2月 市民会館 【参加者】 400人 就学前、学校、社会教育、企業、行政等	市人権・同和教育研究大会 【実施日等】 毎年12月第1土曜日、中央公民館で開催。 【参加者】 400人 就学前、学校、PTA、婦人会、公民館、 人権対策協議会、市職員、企業関係者、一般	該当なし	該当なし	新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係	
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名 福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針					
事務事業の現況					具体的な調整内容
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	
各種講座	<ul style="list-style-type: none"> 市民大学人権・同和教育講座 指導者養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和教育推進者養成講座 「あなたとわたしの人権教室」 職員指導者養成講座 人権・同和教育推進者研修会 人権・同和教育行政推進員養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> 同和教育推進者養成講座 同和教育指導者養成講座 同和教育地区別懇談会推進者養成講座 地区別高齢者学習会「いのち・あい・人権」 地区別婦人会同和教育学習会 丹原町シルバーコース「福寿草合唱団」 障害者差別をなくするための交流事業 「スプーンクラブ」 カウンセラー養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> 推進者養成講座「暮らしの中の同和教育講座」 地域で生かす同和教育講座 	<p>人権同和教育推進者・指導者養成講座については、新市移行後新たに制度を創設し実施する。</p> <p>丹原町のみで実施のシルバーコース、スプーンクラブ、カウンセラー養成講座については、全市拡大実施の方向で検討する。</p> <p>行政・教育職員人権・同和教育学習会については、東予市、丹原町の例により調整する。</p>
子ども会	<ul style="list-style-type: none"> 青空子ども会（飯岡地区） 大町竹の子会（大町地区） 下小川子ども会（大町地区） コスモスジュニア（神戸地区） 西の原子供会（氷見地区） 交友会館友の会（西中校区） <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会場 隣保館・集会所等 5会場 開催日 毎月1回～2回 活動内容 学習会、レクリエーション、スポーツ等の行事、合同活動状況交流学習発表会等 	<ul style="list-style-type: none"> 北条新田会館子ども会 新市会館子ども会（ひまわり会） <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会場 北条新田会館・新市会館 2会場（社会教育集会所） 開催日 毎月1回（土曜日） 活動内容 花の苗や野菜の苗植え、カルタ作り、アサリ取り、球技大会、カレー作り等 	該当なし	該当なし	<p>新市移行後も当然の間現行どおりとし随時調整する。</p>
懇談会	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>小地域を単位に人権・同和問題について、様々な懇談会形式で、地域住民を対象に学習会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 期間 7月～11月 会場 公民館等 4150箇所 参加者 自治会単位 3000人 研修方法 啓発映画鑑賞 小グループでの話し合い 講義（人権条例研修）等 <p>地区別同和教育懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>五つの対象地区に行政・学校等から出向き、同和教育等の実施状況を報告するとともに、住民からの要望、意見を聴く。</p>	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>各地区9地区の同和教育推進協議会が中心となり、公民館、学校、教育委員会の連携により開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> 期間 7月初旬～10月初旬 会場 公民館、集会所等30箇所 参加者 団体別または自治会単位 1300人 研修方法 啓発映画鑑賞 小グループでの話し合い 助言 	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>公民館が主体となり、小中学校人権・同和教育主任、教育委員会の連携し開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 期間 9月～11月 会場 地区集会所 31会場 参加者 750人 研修方法 啓発ビデオ視聴 グループ討議 	<p>地区別（小地域）懇談会</p> <p>【内容】</p> <p>町内27自治会を対象に、身近な人権問題について話し合いながら、すべての人にとっての幸せな町づくり、様々な差別を無くしていく道筋等について考えていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 期間 7月～9月 会場 集会所 27会場 参加者 600人 研修方法 ワークショップ方式 講師まとめ、助言 	<p>地区別（小地域）懇談会については、西条市・東予市・丹原町の例により調整する。</p> <p>地区別同和教育懇談会については、西条市の例により調整する。</p>
同和教育指導員	<p>同和教育指導員</p> <p>【内容】</p> <p>勤務形態 6時間/日、4日/週勤務</p> <p>担当業務 広報誌掲載記事作成、同和教育協議会事務、人権・同和教育講座講師</p>	<p>同和教育指導員</p> <p>【内容】</p> <p>勤務形態 6時間/日、5日/週勤務</p> <p>担当業務 広報誌掲載記事作成、人権・同和教育講座講師</p>	<p>同和教育指導員</p> <p>【内容】</p> <p>勤務形態 8時間/日、3日/週勤務</p> <p>担当業務 同和教育協議会事務、人権・同和教育講座講師</p>	該当なし	<p>東予市の例により調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係	
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名 福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針					
事務事業の現況					具体的な調整内容
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	
人権条例	<p>西条市人権文化のまちづくり条例 平成13年 3月30日施行</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害（以下「人権侵害」という。）をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される明るく住みよい人権尊重都市西条市の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(市の責務) 第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権に配慮し、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。 2 市は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育・啓発に努めるものとする。</p>	<p>東予市人権尊重のまちづくり条例 平成13年12月27日施行</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。 東予市においては、平成5年6月「人権尊重都市宣言」を決議し、その趣旨を踏まえ、さまざまな人権問題解決への施策を行ってきた。 しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等への不当な人権侵害が存在している。また、人権問題は、国際化、情報化、少子・高齢化の急速な進展により、多様化、複雑化するとともに、新たな課題が生じてきている。 このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重され、差別や偏見のない、ゆとり、うるおい、やすらぎのある社会を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する課題への取り組みを推進し、差別や偏見のない「人権尊重都市東予市」の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(市の責務) 第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。</p>	<p>丹原町人権を尊重するまちづくり条例 平成13年 8月29日施行</p> <p>前文 すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である。しかしながら、今なお人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別、その他の人権侵害が存在しており、人権に関する様々な課題も生じている。 日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全町民にいきわたり、お互いの立場を考えた豊かな人間関係をつくりだし、ゆとり、やすらぎ、うるおいのある明るいまちづくりをめざして、この条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、同和問題をはじめ、あらゆる差別と人権侵害をなくするため、町及び町民の責務をあきらかにすることにより、人権尊重の町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚を図るものとする。</p>	<p>小松町人権尊重の町づくり条例 平成15年 3月20日施行</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を保障する日本国憲法の理念でもある。 この理念の下にお互いの人権が尊重され、差別と偏見のない完全参加と平等の町づくりを実現するため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、基本的人権を尊重し、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害（以下「人権侵害」という。）をなくするための町及び町民の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される明るく住みよい人権尊重の町小松町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権尊重の町づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。 2 町は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育・啓発に努めるものとする。</p>	<p>西条市の例により調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細項目	人権・同和対策関係	
事務事業名	人権・同和対策（教育）事業		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名 福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針					
事務事業の現況					具体的な調整内容
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	
人権条例	<p>(市民の責務) 第3条 市民は、この条例の精神を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するように努めるものとする。</p> <p>(計画の策定) 第4条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。</p> <p>(啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(人権文化のまちづくり審議会) 第7条 市は、人権侵害をなくすための重要事項を審議する機関として、西条市人権文化のまちづくり審議会を置くものとする。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>(市民の責務) 第3条 市民は、この条例を尊重し、自ら人権尊重の啓発につとめるとともに、人権意識の高揚のため、市が実施する施策に協力するものとする。 2 市民は、自らあらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。</p> <p>(施策の推進) 第4条 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる人権問題の解決を図るため、必要な施策を策定し、計画的に推進するものとする。</p> <p>(教育・啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、教育・啓発活動の充実と、差別をゆるさない世論の形成や人権尊重のまちづくりに努めるものとする。</p> <p>(意識調査等の実施) 第6条 市は、前2条の規定による施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県、及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(審議会の設置) 第8条 市は、人権施策の推進に関する重要事項を調査審議する機関として、東予市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(町民及び事業者の責務) 第3条 すべての町民は、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるものとする。 2 町民及び事業者は、身元調査等、差別につながるおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>(施策の推進) 第4条 町は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別と人権侵害をなくすため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>(啓発活動の充実) 第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係団体・機関等との連携を強化し、啓発事業の取り組み及び啓発活動の充実に努めるものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 町は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(まちづくり審議会の設置) 第7条 町は、人権侵害をなくすため、丹原町人権尊重まちづくり審議会を置く。</p> <p>(委任) 第8条 この条例にさだめるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>(町民の責務) 第3条 町民は、身元調査等人権侵害に関する行為をしてはならない。 2 町民は、この条例の精神を尊重し、自らが、人権尊重の町づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(計画の策定) 第4条 町は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。</p> <p>(啓発活動の充実) 第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会環境の醸成を促進するものとする。</p> <p>(意識調査等の実施) 第6条 町は、前2条の計画の策定及び啓発事業の推進に反映させるため、必要に応じ意識調査等を行うものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第7条 町は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(人権尊重の町づくり審議会) 第8条 町は、人権侵害をなくすための重要事項を審議する機関として、小松町人権尊重の町づくり審議会を置くものとする</p> <p>(委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p>	

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

人権・同和教育施策については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

〔南宇和合併協議会〕

人権・同和対策業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。

〔さぬき市〕

人権（同和）対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

- 1 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。
- 2 法律による事業及び個人給付的事业については、国及び県の基準により新市において統一して実施する。
- 3 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
- 4 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新市において随時調整を図る。

〔西彼北部地域合併協議会〕

人権・同和に関する行政については、新市に引き継ぐ。

〔日田市郡合併協議会〕

- 1 協議会については統一し、新市において引き続き実施し、事業内容の充実を図る。
- 2 人権情報センターについては、新市に引き継ぐ。
- 3 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

〔高田郡六町合併協議会〕

同和対策・同和教育については、一般対策への移行を行う。新市においては、6町のこれまでの成果と国・県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を策定するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け、総合的・計画的に推進する。

（１）同和対策事業について

- ア 同和福祉援護資金・支度金給付事業及び貸付事業のうち、人材育成につながる事業については、一般対策への移行措置を講じる。生活扶助を目的とする事業及び貸付事業については、一般事業への移行もしくは廃止の方向で調整する。
- イ 隣保館については、国が定めた隣保館設置運営要綱（平成14年8月29日）に基づき、人権会館として広く人権相談・人権啓発の拠点としての活用を図る。

（２）同和教育事業について

- ア 人権啓発及び人権教育事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、新市においても積極的に推進する。
- イ 同和奨学金については、一般事業への移行を図り、充実させる。

合併協議項目 協議状況一覧表

協議項目		提案年月日	確認年月日	確認結果
1	合併の方式	H14.10.7	H14.10.7	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	H14.10.7	H14.10.7	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。
3	新市の名称			
4	新市の事務所の位置			
5	財産の取扱い	H15.3.28	H15.5.23	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	地方税の取扱い(その1)	H15.1.31		
	地方税の取扱い(その2)	H15.3.28		
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.25		
10	地域審議会の取扱い	H15.2.28	H15.5.23	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。
11	特別職の職員の身分取扱い			
12	条例・規則等の取扱い	H14.12.27	H15.1.31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
13	組織及び機構の取扱い			
14	一部事務組合等の取扱い(その1)	H15.3.28	H15.5.23	道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
	一部事務組合等の取扱い(その2)	H15.5.23	H15.6.27	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。
15	使用料・手数料等の取扱い(その1)	H15.2.28	H15.3.28	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。
	使用料・手数料等の取扱い(その2)	H15.3.28	H15.5.23	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。
	使用料・手数料等の取扱い(その3)	H15.5.23	H15.6.27	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。
16	公共的団体等の取扱い	H15.5.23	H15.6.27	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。
17	補助金・交付金等の取扱い(その1)	H15.5.23	H15.6.27	補助金・交付金等(団体運営補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
	補助金・交付金等の取扱い(その2)			
18	町名・字名の取扱い			
19	慣行の取扱い	H14.12.27	H14.1.31	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。
20	行政連絡機構等の取扱い	H15.6.27		

協議項目		提案年月日	確認年月日	確認結果
2 1	各種事務事業の取扱い			
	(1)国民健康保険事業関係			
	(2)介護保険事業関係			
	(3)福祉関係			
	(4)保健関係			
	(5)環境衛生関係	H15 . 5 . 23	H15 . 6 . 27	<p>一般家庭用ごみ袋配付</p> <p>1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。</p> <p>(1)可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。</p> <p>(2)不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。</p> <p>(3)粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。</p> <p>2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。</p> <p>ごみの収集</p> <p>ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>環境美化事業</p> <p>一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>最終処分場</p> <p>1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。</p> <p>2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。</p> <p>3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。</p>
	(6)消防防災関係	H15 . 7 . 25		
	(7)人権・同和対策関係	H15 . 7 . 25		
	(8)農林水産関係			
	(9)商工観光関係			
	(10)都市計画関係			
	(11)建設事業関係			
	(12)上・下水道事業関係	H15 . 6 . 27		
	(13)教育関係			
	(14)電算システム関係	H15 . 3 . 28	H15 . 5 . 23	<p>電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。</p> <p>1 合併時に電算システムを統一する。</p> <p>2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。</p>
	(15)情報公開関係	H15 . 6 . 27		
	(16)広報広聴関係	H15 . 5 . 23	H15 . 6 . 27	<p>1 広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。</p> <p>2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。</p> <p>3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。</p> <p>5 市勢要覧については、新市において作成する。</p> <p>6 広聴事業については、合併時に調整する。</p> <p>7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>8 CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
(17)その他の事務事業				
2 2	新市建設計画			